後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

令和4年度　保険料額決定通知書等の送付について

令和４年度の保険料が決定しましたので、７月中旬に決定通知書等をお送りします。
保険料の納め方については、通知書の『期別保険料額』をご覧ください。

納期（月）	保険料額		普通徴収の納期限
	特別徴収額	普通徴収額	
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			

通知書に記載

○ **特別徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、**その月の年金から差し引かれます。

○ **普通徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、**その月の納期限までに納付書等で保険料を納めていただくようになります。ただし、口座振替申請をされている方は、納期限の日に通知書に記載している金融機関から振り替えさせていただきますので、手続は必要ありません。

新しい被保険者証の送付について（2回交付となります）

現在お持ちの水色の被保険者証は、７月末で有効期限が切れます。令和４年度は２割負担導入に伴い、被保険者証を７月中旬（有効期限：令和４年９月３０日）と９月中旬（有効期限：令和５年７月３１日）２回交付します。

1回目交付の保険証（茶色）

７月中旬に
簡易書留にて
お送りします。

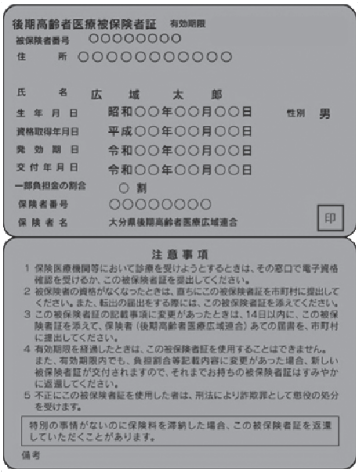

有効期限
令和４年９月３０日

2回目交付の保険証（桃色）

９月中旬に
簡易書留にて
お送りします。

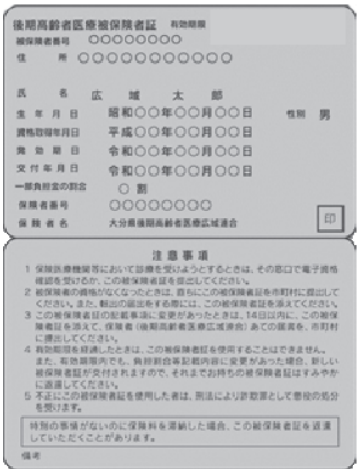

有効期限
令和５年７月３１日

令和4年度　限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付申請受付

外来や入院時に自己負担限度額を超える場合、以下の証を医療機関に提示することで、医療費が限度額までの負担となります。申請や手続方法など詳細は、健康推進課国保年金班へお問い合わせください。
※「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、入院時の食事代も減額されます。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」

対象者：令和４年度住民税非課税世帯に属する方

「限度額適用認定証」

対象者：令和４年度住民税課税所得１４５～６９０万円未満の現役並み所得区分の世帯に属する方

※現在お持ちの方で、令和４年度も該当となる方には、７月中旬に新しい証を送付しますので、手続の必要はありません。

【申　請　窓　口】　津久見市健康推進課国保年金班　TEL：０９７２－８２－４１４７
【お問い合わせ】　大分県後期高齢者医療広域連合　TEL：０９７－５３４－１７７１（代表）